

一般社団法人唐津観光協会 定款

一般社団法人唐津観光協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人唐津観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県唐津市に置く。

2 この法人は、総会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、唐津市及び東松浦郡の観光事業の健全な振興を図り、産業、経済の発展及び文化の振興に資するとともに社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光事業の情報収集及び発信に関する事業
- (2) 観光客の誘致及び接遇に関する事業
- (3) 観光資源の保護及び環境保全に関する事業
- (4) 郷土芸能及び特産品の紹介・斡旋に関する事業
- (5) 旅行業に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、佐賀県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人、団体又は個人
- (2) 贊助会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人、団体又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に生じる費用に充てるため、正会員は、会費として、総会において別に定める額（以下「会費等」という。）を納入する義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入する義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退

会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において決議の前に弁明の機会を与えるなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費等を2年以上納入しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 当該会員が、成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(会員に関する規程)

第12条 会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める会員に関する規程による。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(種類)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(权限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (4) 役員の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (6) 定款の変更

- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開 催)

第16条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面をもって、総会の招集の請求があったとき。
- (招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、総会の日の7日前までに、会員に対してその通知を発しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

4 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することとするときは、総会の日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議 長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員一人につき1個とする。

(決 議)

第21条 総会の決議は、法令又はこの定款に規定するもののはか、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上が出席し、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

2 理事会において総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定め

たときは、総会に出席することができない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

- 3 前2項の場合における第19条及び前条の規定の適用については、当該正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。
3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(総会運営規則)

第24条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員等

(役員の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 18人以上25人以内
(2) 監事 2人

- 2 理事のうち、1人を会長、3人を副会長とする。
3 会長及び副会長以外の理事のうち1人を専務理事とすることができる。
4 会長をもって法人法に規定する代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 役員は、役員候補選出委員会が提出する候補者名簿等の資料を参考として、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、総会において必要と認めたときは、理事2人以内に限り、会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は職員を兼ねることができない。
4 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第2条の2第1項で規定する特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
5 役員候補選出委員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める役員候補選出委員会規程による。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款の定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
3 副会長は、会長を補佐する。
4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
5 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程による。

6 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べなければならない。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告しなければならない。

5 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。また、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、直接理事会を招集することができる。

6 監事の監査については、法令及びこの定款の定めるところによるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第25条第1項に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

6 会長に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに選任された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合において、当該役員に対し、当該解任の決議の前に弁明の機会を与えることができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(役員の報酬等)

第31条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において決議した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 役員の報酬に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において定める役員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人が、その理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会運営規則によるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第33条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、賠償の責任を負う額から法人法第113条第1項第2号に掲げる額（次項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、法人法第113条第1項第2号口に規定する外部理事又は法人法第115条第1項に規定する外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、10万円以上で契約時にあらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第34条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(設置及び構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(種類等)

第36条 理事会は、定期理事会及び臨時理事会とする。

2 定期理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(権限等)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) この定款で定めるもののほか、規則等の制定、変更及び廃止に関する事項

(招 集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事が理事会の議長となる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 3 理事又は監事が、役員の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第27条第6項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録及び前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業を推進するため、委員会を置く。

- 2 第1項の委員会は、役員候補選出委員会及び専門委員会の2種とし、理事会の議決を経て、この法人の正会員のうちから募集し会長が委嘱した者をもって構成する。
- 3 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員候補選出委員会規程及び専門委員会規程による。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第45条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産等の管理)

第46条 前条の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

- 2 寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(経費の支弁)

第47条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画書及び收支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し理事会の決議を経て、監事の調査を受けた上で、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3箇月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会に提出し、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- 3 第1項の公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

(会計原則等)

第50条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものと

する。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程による。
(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第53条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 3 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が選任し、及び解任し、事務局長以外の職員は、会長が選任し、及び解任する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める事務局規程による。

(備付け書類及び帳簿)

第55条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

第11章 情報公開、個人情報の保護及び公告の方法

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報管理規程による。

(公告の方法)

第58条 この法人の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の貸借対照表の公告は、定時総会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第12章 補 則

(委 任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長（代表理事）は都市右太雄とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成25年5月27日から施行する。